

平成 29 年度熊本県生活交通維持・活性化総合交付金交付要項

(趣旨)

第 1 条 知事は、地域において必要な生活交通の維持及び活性化を通じ、地域住民の福祉の向上を図るため、市町村に対して予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活交通 通勤、通学、通院、買物等の総合的な交通手段として地域住民の日常生活に不可欠な路線バス等をいう。
- (2) 路線バス等 次に掲げるものをいう。
 - ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として運行される路線バス、乗合タクシー
 - イ 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送として、市町村自らによって交通空白地帯の旅客輸送を確保するために運行される市町村営バス
- (3) 路線バス等事業者 道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者

(交付対象市町村)

第 3 条 交付金の交付対象となる市町村は、次条第 1 項に定める事業を実施する市町村とする。

(充当対象事業)

第 4 条 交付金の充当対象となる事業（以下「充当対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 交付金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条第 1 項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間の生活交通の維持を目的に実施される別表 1 に掲げる事業（以下「路線バス等維持事業」という。）
 - (2) 交付金の交付を受けようとする会計年度において生活交通の活性化を目的に実施される別表 2 に掲げる事業（以下「路線バス等活性化事業」という。）
- 2 前項の充当対象事業は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。
- (1) 県の他の補助金・交付金等の交付を受けて実施される事業でないこと。
 - (2) 国の補助金・交付金等の交付を受けて実施される事業でないこと。ただし、次に掲げる事業については除くものとする。
 - ア 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号及び国空環第 103 号）に基づく地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けて実施される事業

- イ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画及び同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する地域公共交通再編実施計画を策定するために必要な調査を行う事業
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 12 条第 2 項に規定する地方債を活用した事業と同一の事業又は同一と思われる事業でないこと。

（充当対象経費）

第 5 条 交付金の充当の対象となる経費（以下「充当対象経費」という。）は、充当対象事業の実施に要する経費とする。ただし、市町村職員の給与費、旅費及び用地費、補償費並びに充当対象事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税は除くものとする。

- 2 充当対象事業の実施に当たり、運賃収入、他の市町村、団体等からの負担金収入等がある場合は、当該額を充当対象経費額から控除するものとする。

（交付金の額）

第 6 条 交付金の額は、次に掲げるもののうちいずれか少ない額とする。

- (1) 充当対象経費の総額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 知事が別に定める算定方法に基づき算出する額

（生活交通維持・活性化計画書の提出）

第 7 条 交付金の交付を受けようとする市町村は、平成 29 年 11 月 13 日までに生活交通維持・活性化計画書（別記第 1 号様式）を提出するものとする。

- 2 知事は、提出された生活交通維持・活性化計画書の内容を審査し、交付金を交付することが適当と認めるときは、速やかに、前条第 2 号に定める額を算定し、当該計画書を提出した市町村に通知するものとする。

（交付金の交付申請）

第 8 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 交付金の充当を行う路線バス等維持事業の実施を証する（実施を確約する）書類の写し
- (2) 交付金の充当を行う路線バス等活性化事業に係る収支予算書（別記第 2 号様式の 4）
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第 1 項に定める申請書の提出期限は、平成 29 年 12 月 25 日とし、その提出部数は 1 部とする。

（交付金の交付決定）

第 9 条 規則第 6 条の規定による交付金の交付決定の通知は、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第 10 条 知事は、必要に応じて充当対象事業の実施状況等について、交付金の交付

を受けた市町村長に報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第 11 条 路線バス等活性化事業に係る規則第 13 条の実績報告書は、別記第 4 号様式によるものとし、路線バス等維持事業に係る実績報告については、第 8 条第 1 項の申請書の提出をもって実績報告がなされたものとみなす。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付金の充当を行った路線バス等活性化事業の実施を証する書類の写し
- (2) 事業の実施に当たり生じた成果品（成果品の提出によりがたい場合にあつては、成果品の写真）
- (3) 交付金の充当を行った路線バス等活性化事業に係る収支精算書（別記第 4 号様式の 3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項に定める実績報告書の提出期限は、交付金の充当を行った事業の完了の日の翌日から 30 日を経過した日（当該期日が第 8 条第 3 項に規定する交付申請書の提出期限以前に到来する場合にあつては、平成 29 年 12 月 25 日）又は平成 30 年 3 月 13 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

(交付金の額の確定)

第 12 条 規則第 14 条の規定による交付金の額の確定通知は、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金交付確定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(交付金の請求)

第 13 条 規則第 16 条第 1 項の規定による交付金の請求書は、別記第 6 号様式によるものとする。

(財産処分の制限)

第 14 条 規則第 21 条第 2 項に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管期間)

第 15 条 規則第 23 条に規定する証拠書類の保管期間は、交付金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

(雑則)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 10 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

路線バス等維持事業の内容

<p>充 当 対 象 事 業（市町 村事業）の内容</p>	<p>① 路線バス等事業者を対象とした欠損等補助事業 ② 路線バス等事業者への路線バス等運行委託事業 ③ 交通空白輸送として実施される市町村営バス運行事業 ④ 上記①～③の事業を実施する市町村及び協議会等に対する負担金等拠出事業</p> <p>ただし、事業に要する経費額が運行系統毎に明らかにされているものに限ることとし、熊本市交通局の運行系統を対象に実施される事業を除くこととする。</p>
-----------------------------------	---

別表 2

路線バス等活性化事業の内容

<p>充 当 対 象 事 業 （市町村事業） の内容</p>	<p>① 公共交通ネットワークの充実・強化等に資する事業 ② 公共交通利用者数の改善に結びつく事業 ③ 生活交通体系再編検討に関する事業（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号及び国空環第 103 号）第 2 条 1 項に規定する協議会の負担金を負担することを含む。） ④ 新規交通施策の導入に伴う路線バス等事業者を対象とした車両購入補助事業 ⑤ 車両及び停留所施設のイメージアップ事業 ⑥ 公共交通利用促進に係る広報・啓発事業 ⑦ その他生活交通の活性化のために知事が必要と認める事業</p> <p>ただし、事業に要する経費額が明らかにされているものに限る。</p>
--	---